



令和4年4月1日施行！

～女性活躍推進法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法（パワハラ対策）～
「法施行直前説明会」をオンラインで実施しています！

令和4年2月21日



改正育児・介護休業法（左）及び 両立支援にかかる助成金（右）について説明する雇用環境・均等室職員

茨城労働局では、令和4年4月1日より以下①～③の法律が施行となることに伴い、事業主・人事労務担当者の皆さまを対象として、法施行直前説明会を実施しています。

①女性活躍推進法

一般事業主行動計画の策定及び情報公表の義務が101人以上300人以下の事業主まで拡大。

②育児・介護休業法

男性の育児休業等の取得促進を図るため、改正が段階的に施行。

③労働施策総合推進法

パワハラ対策が中小企業にも義務化。

今般は、新型コロナウイルス感染症対策により、当室で初となる完全オンラインでの説明会であり、初日となる2月21日（月）は午前の部として「女性活躍推進法編」、午後の部として「育児・介護休業編」を開催しました。

「女性活躍推進法」については茨城県と連携し、産業戦略部労働政策課から「茨城県働き方改革優良（推進）企業認定、いばらき女性活躍推進会議について」、県民生活環境部 女性活躍・県民協働課ダイバーシティ推進センターから「いばらきダイバーシティ宣言について」について説明をいただきました。

2月22日は「労働施策総合推進法～パワハラ対策～」について説明いたします。それ以降も2月後半～3月上旬にかけて同様の内容で説明会を複数回実施いたしますので、「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」

(<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>) によりお申し込みください。

雇用環境・均等室では引き続き、関係機関と連携し、あらゆる機会を通じて改正法等について周知啓発に努めてまいります。

説明会についての詳細はこちら！

【お問い合わせ先】

茨城労働局 雇用環境・均等室

TEL：029-277-8295